

## ○加須市在宅重度心身障害者手当支給条例

平成22年3月23日

条例第144号

改正 平成23年2月28日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 手当の支給を受けることができる障害者は、本市に住所を有する障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）又はAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者
- (5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (6) 超重症心身障害児（人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする重症心身障害児をいう。）と市長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障害者には、手当を支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号及び第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に入所し、又は入院している者

(2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者。ただし、前項第6号に該当する者については、この限りでない。

(3) 65歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 65歳に達する日の前日において、この手当を受給していた場合

イ 平成21年12月31日時点において、既にこの手当を受給していた場合

ウ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において、前2号及び第8条第1項の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合

(受給資格の認定)

第3条 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第5条 受給者は、第3条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、規則で定める届書を市長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第6条 手当の額は、障害者1人につき、20歳未満の者にあつては月額7,000円、20歳以上の者にあつては月額5,000円とする。

2 1人の障害者が第2条第1項各号のうち2以上に該当する重複障害の場合においては、どちらかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

(平成23条例4・一部改正)

(支給期間)

第7条 手当の支給は、申請の日の属する月の翌月（申請の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給制限)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、審査した受給者の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課税されているときは、手当を支給しない。

2 市長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の加須市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和61年加須市条例第9号）、騎西町重度心身障害者手当支給条例（昭和54年騎西町条例第29号）、北川辺町在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年北川辺町条例第417号）又は大利根町在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年大利根町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の騎西町又は大利根町の地域における対象者、受給資格の認定及び手当の額については、施行日から平成23年3月31日までの間に限り、なお合併前の騎西町重度心身障害者手当支給条例又は大利根町在宅重度心身障害者手当支給条例の例による。

附 則（平成23年条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。